

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県日立市東成沢町二丁目2番10号

氏名 日和サービス株式会社

代表取締役 竹之内 新一

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

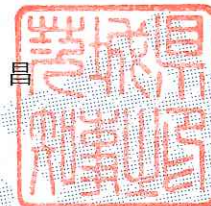
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌

許可の年月日 平成26年3月19日

許可の有効年月日 平成33年3月18日



## 1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

## 中間処分

破砕：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず  
以上3種類

固形燃料化：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず  
以上3種類

圧縮・減容：廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上3種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

## 3. 許可の条件

特になし。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日  | 変更内容        | 許可（届出）年月日  | 変更内容        |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成11年3月19日 | 新規許可        | 平成21年3月23日 | 変更許可（品目の追加） |
| 平成16年10月6日 | 変更許可        | 平成21年7月6日  | 変更届（代表者の変更） |
| 平成17年7月6日  | 変更届（代表者の変更） | 平成26年3月19日 | 更新許可（優良認定）  |
| 平成18年4月13日 | 変更届（名称の変更）  | 平成26年6月16日 | 変更届（代表者の変更） |
| 平成21年3月19日 | 更新許可        | 平成28年8月5日  | 変更届（施設の変更）  |

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地，処理施設及び保管施設の概要

茨城県ひたちなか市山崎 1 3 0 番 他 3 筆

処理施設

| 施設の種類                       | 処理能力                             | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号                         |
|-----------------------------|----------------------------------|---|--|
| 破砕施設                        | 廃プラスチック類<br>16.35 t/日<br>(15 時間) | 廃プラスチック類 (自動車等破砕物<br>及び石綿含有産業廃棄物を除く。),<br>紙くず, 木くず, 以上 3 種類 | 平成 28 年 8 月 1 日<br>平成 28 年 7 月 1 日<br>1-1-0247 |
|                             | 木くず<br>26.70 t/日<br>(15 時間)      |   |  |
| 紙くず<br>22.65 t/日<br>(15 時間) |                                  |   |  |
| 固形燃料化施設                     | 20.27 t/日<br>(15 時間)             |   | 平成 28 年 8 月 1 日<br>—<br>—                      |

日立市鮎川町一丁目 1 8 8 番 1 の一部 他 2 筆

処理施設

| 施設の種類   | 処理能力                | 産業廃棄物の種類   | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号                          |
|---------|---------------------|--|---|
| 圧縮・減容施設 | 1.392 t/日<br>(8 時間) | 廃プラスチック類 (自動車等破砕物<br>及び石綿含有産業廃棄物を除く。),<br>金属くず (自動車等破砕物を除く。),<br>ガラスくず・コンクリートくず及び<br>陶磁器くず (自動車等破砕物及び石<br>綿含有産業廃棄物を除く。) 以上 3<br>種類 | 平成 21 年 2 月 18 日<br>平成 21 年 1 月 9 日<br>1-1-0326 |